

京都市の人権関連施策に係る取組の実績

京都市人権文化推進計画は、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画と取組実績をとりまとめ、施策の進捗状況の確認を行い、京都市情報館等で公開しています。以下の期間に実施した施策に係る取組実績の一部を掲載します。

＜記載する施策＞

現行計画改訂以降の令和2年度から令和6年度までの間に実施した施策

※ その他の施策については、以下のホームページで公開しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000169050.html>

事業名称	事業概要	実施年度
子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援	子ども食堂等の子どもの居場所づくりや子育て家庭への食品配送事業を行っている団体が、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施 ・子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業を立ち上げ、団体等のサポート体制の充実 ・団体等が、活動を通じて実施する子どもの見守り活動に係る経費を補助する「京都市子どもの見守り活動支援事業補助金」を開始	令和2年度～
農福連携に取り組む農林業者支援事業・農福連携による障害者雇用創出の更なる推進	障害のある方等が農林業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいをもって社会参画を実現していく取組である「農福連携」を、保健福祉局と産業観光局が連携して実施 ・新京野菜「京の黄真珠」を活用した商品開発業務や黄真珠の選別業務を、障害福祉サービス等事業所の受託につなげる取組を実施 ・中規模農家等をターゲットに農福連携の営業活動を行い、新京野菜以外の農作物に係る委託業務の抽出・新商品の開発支援等を行うことにより、福祉施設と農業者の継続的な関係を構築し、農福連携の自走化及び雇用を創出 ・農福連携の支援対象等を農林業全体に拡大し、農林業者が、障害福祉サービス等事業所と連携して実施する試行的な取組等の支援の実施	令和2年度～
コロナ差別等に係る啓発	現行計画改定後、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、感染者やその家族、エッセンシャルワーカーなどに対する「コロナ差別」が問題となったことや、ワクチン接種の推奨に伴う未接種者への不当な差別的な取扱いなど、新たな差別やハラスメントが大きな問題となったことを受け、各種啓発活動等を実施 ・チラシ・ポスター、パネル展示、ホームページ等での啓発活動の実施 ・相談体制の充実	令和2年度～5年度

	・職員研修の実施 等	
犯罪被害者支援の推進	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組を推進することを目的に、犯罪や事故などの被害者やその御家族・御遺族の方に対して、被害直後から中長期にわたる支援を実施 ・犯罪被害者等に相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行うワンストップ窓口として、「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を設置 ・被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援 ・新たな支援制度を創設し、犯罪被害者等に対する家事支援、介護援助及び一時保育の日常生活支援を開始	令和 2 年度～
再犯防止推進事業	「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」を目指し、国や民間団体と連携しながら再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進 ・刑務所出所者等に対する支援として、福祉的支援につなぐ調整をより円滑化し、切れ目のない支援を推進するため、更生支援相談員を新たに配置 ・民間団体による犯罪や非行をした方を対象とした再犯防止に資する居場所づくり等を促進するための「京都市生きづらさを抱える若年者の居場所づくり等支援事業補助金」を創設 ・新たなスタートをする方への応援ハンドブックの作成・配布 等	令和 2 年度～
性の多様性の理解促進及びLGBT等性的少数者の生きづらさの解消	性的少数者への理解促進や、性的少数者の生活における困難の解消に向けた支援を一体的に実施 ・LGBT等の性的少数者の方々の生きづらさを和らげ、孤立することを防ぐための取組（パートナーシップ宣誓制度の開始・拡充、当事者の居場所づくり及び個別相談会の実施等） ・保護者向け、企業向け又はLGBT等の方を応援する「アライ」向け等、様々な属性の方を対象とした各種啓発冊子の作成・配布	令和 2 年度～
人権擁護委員による特設人権相談の実施	京都市人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として、人権擁護委員による特設人権相談を本市施設で実施することにより、市民が人権に関する困りごとについて相談できる機会を提供する「人権相談窓口」について、より多くの市民に周知・啓発を行い、相談体制の更なる充実を図るため、取組を拡充 ・4区役所で実施してきた特設人権相談を、全区役所・支所に拡大実施 ・「人権擁護委員の日（6月1日）」に合わせて、全区役所・支所にて、特設人権相談を一斉開設	令和 2 年度～
不安を抱える女性への支援の取組	コロナ下で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう支援を実施・専門家の助言、立合いのもと、孤独・孤立で不安を抱える女性たちが社会とのつながりを回復するための居場所づくりの実施 ・支援団体向けの勉強会兼交流会の実施	令和 3 年度～

	・ひとり親の女性向け・若年層の女性向けの就業支援セミナーの実施	
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの社会的認知度を高め、周りの大人が早期に気づき、支援につなげる環境づくりを進めるとともに、複合的課題を解消する観点から、多分野・多機関協働による連携を推進 ・「孤独・孤立対策プロジェクトチーム」に、ヤングケアラーの問題を集中的に検討する部会を設置し、令和3年度に「ヤングケアラーに関する実態調査」を実施 ・認知度向上に向けた周知啓発活動、ヤングケアラー本人の負担軽減、対象世帯の課題やニーズの把握を目的とした「ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業」の実施等	令和3年度～
避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業	避難行動要支援者一人ひとりにあった「個別避難計画」の作成について、災害発生時の避難行動に特に支援を要する方の「心身の状況」やお住まいの「ハザードの状況」を勘案し、特に災害時において、支援が必要な方を「優先度が高い方」として、福祉専門職と連携し、重点的に個別避難計画を作成	令和4年度～
成年後見制度の更なる普及啓発・利用促進	日常的な金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業を利用する方が、成年後見制度に円滑に移行できるよう支援する利用促進支援員を京都市成年後見支援センターに新たに2名配置し、成年後見制度の更なる普及啓発・利用を促進	令和5年度～
留学生の地域企業就職の促進	外国人留学生の市内就職を促進するため、「留学生採用イベント」として、地域企業に留学生採用に関する基礎知識や好事例を紹介するセミナーや、留学生に地域企業の魅力を発信する「企業と留学生の交流会」、「インターンシップ・企業見学マッチング会」を開催	令和5年度～
困難な問題を抱える女性への支援強化	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を契機に、令和6年から「京都市女性のための相談支援センター(愛称:みんと)」を開所。相談者に寄り添いながら、関係機関と連携して、一人一人のニーズに応じた包括的な支援を実施	令和6年度～
外国籍市民総合相談窓口の充実	英語等で、出産・子育てや教育などの各種相談に対応する「外国籍市民総合相談窓口」(京都市国際交流会館内)について、令和6年度に、本市ベトナム籍市民の増加に伴い、行政知識を持つ通訳者による行政通訳相談事業において、既存の英語・中国語での通訳相談員に加え、ベトナム語通訳相談員を新規雇用し、行政通訳相談体制を拡充	令和6年度～

現行計画改訂（令和 2 年 3 月）以降に公布・施行された主な人権関連の法律等

法の名称	主な内容	備考
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律	児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置	一部の規定を除き、令和 2 年 4 月 1 日施行
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置	一部の規定を除き、令和 3 年 4 月 1 日施行
医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資するための支援措置	令和 3 年 9 月 18 日施行
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止とその定義及び防止について明記	令和 4 年 4 月 1 日施行
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律	出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするための措置 男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。	令和 4 年 4 月 1 日から順次施行等
プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）（※）	発信者情報の開示を一つの手続きで行うことを可能とする「新たな裁判手続」創設 ログイン型投稿における発信者情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等	令和 4 年 10 月 1 日施行
民法等の一部を改正する法律	児童虐待の防止等を図る観点から親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講ずる	一部の規定を除き、令和 4 年 12 月 16 日施行

こども基本法	日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定める	令和5年4月1日 施行
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進することを定める	令和5年6月23 日施行
共生社会の実現を推進するための認知症基本法	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本理念、国・地方公共団体等の責務、認知症施策推進本部の設置等について定める	令和6年1月1日 施行
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、状況に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備するための施策について定める	令和6年4月1日 施行
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律	接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充、国の基本方針、都道府県基本計画の記載事項の拡充、関係機関等から構成される協議会の法定化など	令和6年4月1日 施行
孤独・孤立対策推進法	近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める	令和6年4月1日 施行
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律	国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務化 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化	令和6年4月1日 施行
児童福祉法等の一部を改正する法律	児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための措置を講ずる	一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律	ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、改正法により子ども・若者育成支援推進法等を改正し、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記する等の改正を行うことで、ヤングケアラーへの支援の普及を図るもの	令和 6 年 6 月 12 日施行
情報流通プラットフォーム対処法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律)	(※)「プロバイダ責任制限法」の内容に以下の規制を加え、名称を変更 大規模プラットフォームの事業者に対して (1) 総務大臣への届出の義務化 (2) 削除申出への対応の迅速化 (3) 運用状況の透明化 等 を図るもの	公布日：令和 6 年 5 月 17 日 施行日：公布日から 1 年以内の政令で定める日

《参考：その他、国等において現在広く議論されている人権課題・制度等》

- ・法律上同性の者同士の婚姻
- ・選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）
- ・A I（人工知能）を巡る人権課題

京都市人権文化推進懇話会委員名簿

	いわい ひでよ 岩井 秀世	臨床心理士、公認心理師
	しらいし まこと 白石 真古人	(公財) 京都新聞社会福祉事業団常務理事
(副座長)	たまおき すみゑ 玉置 すみゑ	京都人権擁護委員協議会会長
	つじ たかし 辻 孝司	弁護士
	なかじま じゅんこ 中島 醇子	市民公募委員
	ひらの あつひろ 平野 淳裕	日本郵政グループ労働組合京都連絡協議会議長
	まえだ なおこ 前田 直子	京都女子大学法学部教授
	まつなみ めぐみ 松波 めぐみ	大阪公立大学特任准教授
(座長)	やくしじ きみお 薬師寺 公夫	立命館大学名誉教授
	やまだ まな 山田 真汀	市民公募委員

※ 令和7年3月31日現在、五十音順敬称略